

答申第199号
令和4年6月28日

岡崎市長 中 根 康 浩 様

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 山 崎 浩 司

公文書非開示決定に係る審査請求について（答申）

令和4年4月21日付け4情第120号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

令和4年4月21日付け4情第120号の諮問について、岡崎市長（以下「実施機関」という。）による非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 諮問に至る経過

(1) 開示請求

審査請求人は、令和3年12月29日付けで岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「市役所本庁舎（職員数が最も多い事業場）について、令和3年4月1日から令和3年10月31日までに、労働安全衛生法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料」（以下「本件公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求に対する決定

実施機関は、開示請求の対象となる本件公文書について、新型コロナウイルス感染症対策による「岡崎市業務継続計画・新型インフルエンザ等対策編」の発動により産業医による職場巡視業務を中断していることから、本件公文書を作成又は取得していないためという理由により非開示とする非開示決定の通知を、審査請求人に対して令和4年1月11日付けで行った（以下「本件決定」という。）。

(3) 審査請求及び諮問

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年2月2日付けで、実施機関に対し、本件決定を取り消すことを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

岡崎市長は、本件審査請求に対する裁決を行うにあたり、同年4月21日付けで条例第19条第2項の規定に基づき、審査会へ諮問を行った。

3 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件決定の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求人の理由要旨

労働安全衛生規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度の記載があり、「毎月一回以上（中略）少なくとも二月に一回」とされている。岡崎市においては令和3年4月1日から10月31日までの間に少なくとも3件以上の作業場等の巡視が行われているはずであり、巡視の実施日、状況又は結果に係る資料があつてしかるべきである。

4 実施機関の主張要旨

(1) 本件公文書について

実施機関は、本件公文書については、産業医の職場巡視を未実施であり、作成又は取得していない。

(2) 労働安全衛生規則第15条の未実施について

ア 労働安全衛生規則第15条においては、「産業医は、少なくとも毎月一回（中略）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と規定されている。

イ しかしながら、令和3年4月から10月までの期間、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策により、全庁体制でワクチン接種業務を最優先に取り組むため、5月29日から7月31日までの期間で「岡崎市業務継続計画・新型インフルエンザ等対策編」（いわゆるBCP）の一部を発動させ、通常業務のうち、市民生活への影響が少ない業務について中断・縮小することとなった。産業医の職場巡視は後述のとおり法令上行うべきものではあるが、市民生活に直接的に及ぼす影響は少なく、他に中断・縮小できない業務との比較衡量の結果、やむを得ず中断した。

この「岡崎市業務継続計画・新型インフルエンザ等対策編」の発動された期間は、5月29日から7月31日までであったが、10月末までに1回目のワクチン接種が終了するように全庁体制でワクチン接種業務に取り組んだため、引き続き12月まで職場巡視の中断を継続することとなった。

なお、衛生管理者による職場巡視を少なくとも毎週1回実施して、巡視結果を産業医に報告していた。

ウ また、産業医は職場巡視業務の他にも、長時間労働者に対する面接指

導等を行うこと等も職務としている（労働安全衛生規則第14条第1項第2号、労働安全衛生法第66条の8、第66条の8の2等）。

令和3年4月から10月までの期間においては、愛知県まん延防止等重点措置や愛知県緊急事態宣言が発令された時期と重なり、岡崎市においてもワクチン接種業務をはじめ、増加する感染者への対応やコロナ禍における生活困窮者への支援など、新型コロナウイルス感染症に関する業務が多岐に渡っていたといえる。

これらの業務に対応するため、この期間の保健所勤務職員等は、月100時間を超える時間外勤務又は2～6か月平均で月80時間を超える時間外勤務を余儀なくされた。産業医としては、長時間勤務をした多数の職員の健康を保持するための面接指導や健康診断の結果に基づく面接指導に時間を割かざるを得なかったことも、産業医の職場巡視を実施することができなかつた一因である。

エ なお、令和4年1月以降は、産業医の職場巡視を再開した。

オ したがって、令和3年4月1日から10月31日までの間はやむを得ず産業医による職場巡視を行っていないため、そのことの是非は別にして、本件公文書を作成していないことから、本件公文書は不存在とし、非開示とすることには、何ら不自然又は不合理な点はない。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、令和3年4月1日から令和3年10月31日までに、労働安全衛生規則に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料である。

(2) 本件公文書の存否について

審査請求人の主張は、実施機関には産業医に巡視を行わせる法的義務があり、この義務履行の証明にもなる巡視記録等が存在しないわけではないというものである。すなわち、実施機関が当該期間中に産業医による巡視を行っていたことを前提としている。

しかしながら、実施機関から提出を受けた「岡崎市業務継続計画【新型インフルエンザ等対策編】」（岡崎市 平成28年3月）及び「縮小業務及び中断業務一覧表（R3.5.29～R3.7.31）」によれば、総務部人事課の担当する「事業場の職場巡視」が「中断業務」として記載されている。

また、愛知県まん延防止等重点措置は、令和3年4月20日から同年5月11日、同年6月21日から7月11日及び同年8月8日から同月31日（ただし、同月27日愛知県緊急事態宣言発令）まで実施された。愛知県緊急事態宣言は、令和3年5月12日から同月31日、翌6月1日から同月20日、同年8月

27日から9月12日及び同月13日から同月30日まで発令された。

実施機関による審査請求人が指定した期間において、当該巡視が実施されておらず、実施機関が本件公文書を保有していないとの説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、本件公文書について、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。